

令和5年度

定期監査(前期)結果報告書

令和5年9月

新宿区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 5 年度定期監査（前期）の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出する。

なお、令和 5 年 4 月 30 日までは井下田栄一前監査委員が、同年 6 月 12 日からは木もとひろゆき監査委員が関与した。

令和 5 年 9 月 8 日

新宿区監査委員	白 井	裕 子
同	小 池	勇 士
同	國 井	政 利
同	木もと	ひろゆき

I 監査の概要

第1 監査の種類及び目的

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査である。

新宿区監査基準（以下「監査基準」という。）第3条第1項第1号に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて、監査を実施した。

なお、本報告書は、監査基準第16条に準拠し、作成したものである。

第2 監査の対象

総合政策部、総務部、地域振興部、文化観光産業部、福祉部、子ども家庭部、健康部、みどり土木部、環境清掃部、都市計画部、会計室、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局

（注）子ども家庭部には子ども総合センターを、教育委員会事務局には中央図書館を含む。

第3 監査の日程

令和5年4月4日（火）から令和5年8月29日（火）まで

第4 監査の実施内容

令和4年度の予算及び事務事業の執行状況並びに財産及び物品の管理状況について、決算審査との連携を図りながら、監査基準にのっとり、区の事務事業等の執行の法令への適合性、正確性、経済性、効率性、合理性について検証した。

また、監査の継続性の観点から、前回の監査で改善を求めた事項の改善状況について、各所属からの報告に基づき確認した。

加えて、内部統制機能強化の観点から、会計管理者からの通知により各所属が実施した「金銭管理及び物品管理の自己検査」「支出及び精算状況の確認」や、「金銭・物品調査及び会計処理状況の確認」について、各所属の報告を求めて確認した。

第5 監査の主な着眼点

- 1 予算の執行は適正に行われているか。
- 2 収入及び支出事務は適正に行われているか。
- 3 契約事務は適正に行われているか。
- 4 現金等の出納保管は適正に行われているか。
- 5 財産の管理は適正に行われているか。

第6 監査の実施方法

監査委員は、各部局等から関係部課長等の出席を求め、**別表1**のとおり、決算審査と併せて監査を実施した。また、**別表2**のとおり、本庁外施設の実地監査を行った。

監査委員の命を受けた事務局職員は、監査資料、関係書類、財務会計システム帳票等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、**別表3、4**のとおり、監査を実施した。

II 監査の結果

「I 監査の概要」に記載の観点から監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかについて検証した結果、第4で述べる「指摘事項」1件を除き、おおむね適正であると認められた。

しかしながら、今回の監査において改善を要望した所属の割合が高く、これまでの監査においても改善を求めてきた事項の改善状況から、今後も継続して改善が必要な事項を「全庁で広く見られたリスク」としたので、次のとおり意見を付して述べる。

第1 今回の監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項

1 支出の遅延について

「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定された支払手続の処理期間を超えて支出していたものや、履行完了から適法な請求を受けるまで相当期間を要していたものは、令和2年度から令和4年度までの監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

昨年度の監査では、報償費等の支払の遅れを含めた支出の遅延の件数は前年度比で約3割減となり改善が見られたが、今回の監査では、前年度比で約4割増の結果となった。中でも、同法に規定された支払手続の処理期間を超えて支出していたもの等は監査対象の2割近い所属で見られた。また、本来支払うべき年度を越えて執行したものも見られた。

支出の遅延は、契約の相手方の不利益や予算執行上の事故につながりかねないリスクがある。日頃から執行状況の把握に努めることはもちろんのこと、履行完了後は請求書の速やかな提出を求めるとともに、支払状況の管理や確認を組織として行う等の内部統制機能の強化を図るべきである。とりわけ、法の定めに反するような支出の遅延を繰り返すことのないよう、適正かつ迅速な支出事務処理に努められたい。

2 随意契約について

物品の購入や印刷物の作成において、短期間に同種の随意契約を複数締結していたものであり、令和2年度から令和4年度までの監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

今回の監査では、1割を超える所属で見られたが、件数としては昨年度に比べ半減となり改善が図られている。一方で、合算すると見積競争にすべき金額を超えていたにもかかわらず、単数の事業者から見積書を徴取し、随意契約を締結していたものが引き続き見られた。

随意契約は、競争入札に比べて手続等の面で負担が少なく業務の履行を確保できる契約方法である。一方、その運用を誤ると相手方が固定化し、担当者の判断に契約自体が委ねられ、公正な取引の機会を失うおそれがある。こうしたことから、随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に列挙されている場合のみ限定的に認められる契約方法であり、競争入札を原則とする契約方法の例外であることを十分に理解する必要がある。こうした法の趣旨を踏まえて、今後更なる随意契約の適正執行と計画的な予算執行に努められたい。

3 契約の履行確認について

契約の履行確認については、令和3年度及び令和4年度の監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

今回の監査では、業務委託等において、仕様書で求めている報告書等の提出前に検査を行っていたものや、報告書等の受領が遅れていたもの等が、3割を超える所属で見られた。中には、履行確認が不十分で業務が完了する前に支払手続を行っていたものも見られた。

契約は、適正な履行がなされて初めて業務が完了することとなり、その確認行為である検査は、契約の目的を達成するためにも極めて重要な行為である。履行確認が不十分なまま支払を行うことは、契約の目的が達成できない場合があるだけでなく、区の財産上の損失につながりかねない。

各契約において、履行された内容と契約内容の突合については、報告書等、何を基に確認するのかを改めて整理し、支払のための厳正な検査事務に努められたい。

4 契約事務処理について

契約事務処理については、令和3年度及び令和4年度の監査において「全庁で広く見られたリスク」とした事項である。

今回の監査では、契約の相手方から提出を受けるべき書類が提出されていないものや、仕様書の記載内容に不備があるものが2割を超える所属で見られた。

契約書は履行内容について取り決めるとともに、契約上の疑義が生じた場合において合理的な解決を図るための書類である。契約書を作成する際には、安易に従前のものを転用するのではなく、仕様書等も含め契約内容を改めて精査し、その内容や提出資料について十分に理解した上で、適切な契約事務処理に努められたい。

第2 前回の監査において改善を要望した事項の改善状況

各所属から報告のあった改善状況を確認したところ、前回の監査において改善を要望した事項の約7割が、前回の監査実施後に改善されていた。

しかし、昨年度の監査においても「全庁で広く見られたリスク」とした「支出の遅延」については約4割の改善に留まり、今回の監査においても監査対象全体の5割を超える所属で同様の事例が見られている。中には、前回の監査において改善を要望した事項について、再発防止策を講じたとの報告があったにもかかわらず、改善されずに今回の監査でも同様の指摘を受けた所属も見られた。

リスク管理を徹底し、引き続き改善に向けた実効性のある対応に努められたい。

第3 内部統制の状況確認について

会計管理者からの通知により各所属が実施した「金銭管理及び物品管理の自己検査」の実施状況について確認したところ、自己検査で不備を認識した所属については、適正に対応が図られていた。

また、会計管理者からの通知による「支出及び精算状況の確認」「金銭・物品調査及び会計処理状況の確認」の実施状況について報告を求めたところ、所属において把握した事務処理の遅れ等については、適切に対応されていたことを確認した。

このように、自所属の業務を自らがチェックすることは、リスクを的確に認識することに加え、内部統制の意識を現場に根付かせることにもつながる有効な取組である。各所属におかれては、リスク管理の意識付けの更なる向上を図るためにも、引き続き内部統制の充実強化に努められたい。

第4 指摘事項

今回の監査において公表する指摘事項は、次の1件である。

【指摘事項】

教育委員会事務局

◎ 物品購入契約に係る事務処理を適正にされたいもの

学校運営課（以下「課」という。）では、区立小学校及び区立中学校で使用する備品及び消耗品を購入するため、見積競争の結果、物品購入に係る4件の随意契約を、年に2回、同一事業者（A社）と同日に締結していた。

地方自治法第234条第2項では、随意契約は政令で定める場合に該当するとき限り、これによることができると規定されており、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び新宿区契約事務規則第39条第2号では、財産の買入れについて、随意契約によることができる予定金額の上限は、80万円と定められている。

課が7月1日及び2月1日に締結したそれぞれ2件の随意契約は、納期限が極めて近い日付であり、これらの契約について、契約を分割する理由も特段認められず、いずれも見積競争によりA社と契約を締結していることから、特定の事業者でなければ納入できない合理的な理由は認められなかった。

加えて、両日の予定金額の合計も法令等で定める随意契約が可能な範囲を超えていたため、一括の契約とし、入札に付すべきであった。

このように、入札の手続を経ることなく、同日のうちに同種の物品購入に係る2件の随意契約を、同一事業者と締結していたことは、契約制度の透明性や公平性、競争性に疑念を持たれかねず、不適正である。

課については、令和3年度及び令和4年度の定期監査において、物品購入及び工事契約に係る事務処理について、契約制度の趣旨を踏まえた内部統制の充実強化に関する意見を述べたところである。今年度を含め3年度にわたり同様の事例が見られていることは、法令遵守に対する意識が欠如していたと言わざるを得ない。区の契約事務は、透明性や公平性、競争性の確保という公共調達法の法理に従い契約の相手方を決定するもので、これに反することは、区の契約事務への区民の信頼を損なう結果につながることを、再度認識すべきである。

課においては、不適正な事例が引き続き見られているにもかかわらず改善されない事例が発生していることを真摯に受け止め、徹底した再発防止に取り組まれない。

Ⅲ まとめ

今回の定期監査において、「全庁で広く見られたリスク」とした4項目は、令和3年度及び令和4年度も同様にリスクとした事項であり、繰り返し改善を要望してきた事項である。今回の結果を見ると、一定の改善が見られる項目がある一方で、「支出の遅延」のように件数が増加している項目もあり、リスクの合計件数は前年度から横ばいで推移している。このことを踏まえ、リスク管理を意識した組織的な取組を各所属がこれまで以上に主体的に進めていく必要がある。

令和4年度から、定期監査等での具体的な指摘内容と課題、改善に向けた取組について、各部署が組織目標に設定し、各部署は経営会議等での情報共有を図り、改善に向けて新たに取り組んでいる。こうした取組により、監査を通じたリスク管理については、組織全体としては意識の高まりを感じる場所である。

一方で、庁内の臨時的業務のための兼務従事や疾患等により担当者が不在となることで、業務の進行管理や書類確認、そして支払処理等が滞る事案も散見された。事務処理を停滞させないためにも、職場のコミュニケーションを円滑にし、複数担当制の徹底等により業務の属人化を極力排除するとともに、事務処理の標準化やマニュアル整備等の体制づくりが進むことを期待する。

今回の結果を見ると、特に「支出の遅延」や「随意契約」において課題が見られている。これは、先に述べた法令の趣旨の把握が不十分であることが一因である。区の業務は、経済性や合理性はもとより、公平性や透明性を強く求められ、これに反すれば区民の信頼を損なうことにつながるものである。このことについて、管理職を含め職員一人一人が今一度確認し、各所属における内部統制の運用状況を常に検証しながら、区民に信頼される業務推進に取り組まれることを望むものである。

別 表

別表1 監査委員による定期監査及び決算審査に関する質問日程・項目

実施月日	対象部局等	主な質問項目
7月 11日 (火)	会計室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決算総括説明 ・ 室の決算状況について
	都市計画部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 建築物等の耐震性強化について ・ 景観に配慮したまちづくりの推進と新宿駅周辺地域のまちづくりについて ・ 踏切対策と業務効率化について
	地域振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 町会・自治会活性化支援について ・ 多様な決済手段を活用した電子納付の推進について ・ スポーツ環境の整備及びマイナンバー制度を活用した窓口サービスについて
	みどり土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 新宿中央公園の整備状況について ・ 自転車等の適正利用と駐輪対策について ・ L I N Eを活用した道路情報システムと安全な道路の維持管理について
7月 14日 (金)	環境清掃部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 食品ロス削減の推進について ・ 地球温暖化対策の推進について ・ 業務委託に係る支払遅延及び支出事務について
	選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局の決算状況について ・ 選挙の実施状況について ・ 選挙における啓発活動について ・ 特例郵便等投票制度と模擬選挙授業について
	健康部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 国民健康保険特別会計・後期高齢者医療特別会計について ・ 新型コロナウイルス感染症対策について ・ 予防接種事業の推進について ・ 購読料に係る支出事務について
7月 19日 (水)	文化観光産業部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ しんじゅく逸品の普及とふるさと納税返礼品について ・ 歌舞伎町ルネッサンスの推進について ・ 店舗等家賃減額助成の取組について
	子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 子ども医療費助成について ・ 児童相談所の整備について ・ 業務委託に係る履行確認及び契約事務について
	福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 介護保険特別会計について ・ 生活困窮者の自立支援について ・ 高齢者総合相談センターの機能の充実について ・ 役務費に係る過年度分支払について
7月 21日 (金)	教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局の決算状況について ・ 物価高騰等緊急対策事業について ・ I C Tを活用した教育の充実について ・ 部活動運営支援事業と教員の働き方改革について ・ 物品購入に係る契約事務について
	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部の決算状況について ・ 防犯対策について ・ ふるさと納税制度について ・ 区税収入の安定的確保について ・ 業務委託に係る履行確認について
7月 27日 (木)	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局の決算状況について ・ 文書共有システムについて ・ 議会広報の充実について ・ 議会B C Pについて
	総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部及び区全体の決算状況について ・ 区政情報の発信について ・ 自治体D Xの推進について ・ 印刷に係る契約事務について ・ 令和4年度の財政運営について（財政指標、財政調整基金等の動向を含む）
	監査事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局の決算状況について

別表2 監査委員による本庁外施設の実地監査日程

実施月日	施設名
6月1日(木)	戸塚特別出張所 / しんじゅく多文化共生プラザ
6月2日(金)	中央図書館 / 落合第二特別出張所

別表3 事務局職員による定期監査日程

対象部局等	実施期間・実施月日
総合政策部	4月10日(月) ~ 4月26日(水)
総務部	4月10日(月) ~ 4月28日(金)
地域振興部	4月24日(月) ~ 6月9日(金)
文化観光産業部	5月26日(金) ~ 5月31日(水)
福祉部	6月12日(月) ~ 6月26日(月)
子ども家庭部	5月15日(月) ~ 6月23日(金)
健康部	6月12日(月) ~ 6月26日(月)
みどり土木部	5月15日(月) ~ 6月13日(火)
環境清掃部	5月22日(月) ~ 5月24日(水)
都市計画部	4月11日(火) ~ 4月28日(金)
会計室	6月16日(金)
議会事務局	4月12日(水)
教育委員会事務局	5月8日(月) ~ 5月17日(水)
選挙管理委員会事務局	6月20日(火)
監査事務局	6月27日(火)

(注) 別表4 に掲げる本庁外施設を除く。

別表4 事務局職員による本庁外施設の定期監査日程

実施月日	施設名
4月18日(火)	人材育成センター
4月20日(木)	戸塚特別出張所 / 中央図書館
4月21日(金)	落合第二特別出張所
4月24日(月)	しんじゅく多文化共生プラザ
5月8日(月)	四谷特別出張所
5月9日(火)	簗笥町特別出張所
5月10日(水)	榎町特別出張所 / 教育センター
5月11日(木)	新宿中継・資源センター
5月12日(金)	角筈特別出張所
5月15日(月)	東部・西部工事事務所
5月16日(火)	大久保特別出張所
5月18日(木)	男女共同参画推進センター / 新宿清掃事務所(新宿東・歌舞伎町清掃センター含む)
5月19日(金)	落合第一特別出張所
5月22日(月)	柏木特別出張所
5月24日(水)	東部・西部公園事務所
5月25日(木)	若松町特別出張所
6月5日(月)	牛込保健センター
6月6日(火)	四谷保健センター / 落合保健センター
6月7日(水)	東新宿保健センター
6月8日(木)	薬王寺地域ささえあい館
6月9日(金)	子ども総合センター

令和5年度
定期監査（前期）結果報告書

令和5年9月 発行 新宿区監査事務局

新宿区歌舞伎町1-5-1
電話（03）5273-4579（ダイヤルイン）
FAX（03）5273-3539

印刷物作成番号
2023-2-5101

この印刷物は、業者委託により300部印刷製本しています。その経費として、1部当たり134円（税込み）がかかっています。ただし、編集時の職員人件費や配送経費などは含んでいません。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は新宿区環境マネジメントに基づき、環境に配慮した印刷用紙を使用しています。